

令和8年度軽自動車税の減免についてのお知らせ

軽自動車税について、身体障がい者等の所有または身体障がい者等の利用に供する車両の減免措置があり、申請が必要です。

①身体障がいがある人等の減免は、裏面範囲表で確認後申請してください。

②**昨年減免を受けられた方でも再度手続きが必要です。**

必要書類<新規の場合>・・・手続き場所は税務課のみ

○（障がいがある人等の減免申請）

- ①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（1級）、療育手帳（A、**Ⓐ**）戦傷病者手帳のいずれか
- ②軽自動車税納税通知書
- ③納税義務者の運転免許証またはマイナ免許証※1
- ④車検証（コピー可）※2
- ⑤納税義務者以外の方が運転する場合は、運転する方の運転免許証またはマイナ免許証※1

○（構造に対する減免申請）

- ①軽自動車税納税通知書
- ②車検（改造）証（コピー可）※2
- ③身体障がい者などの利用する車両であることが分かる写真（前方・後方・改造場所は必須）
- ④個人申請は、納税義務者の運転免許証またはマイナ免許証※1
- ⑤個人申請で納税義務者以外の方が運転する場合は、運転する方の運転免許証またはマイナ免許証※1

・軽自動車の所有名義は、精神障がい者、知的障がい者、18歳未満を除き、身体障がい者でなければなりません。ただし、所有権留保割賦販売（所有者が自動車販売会社等）の場合は、使用者が身体障がい者であれば対象になります。これに該当する場合は、所有権留保割賦販売であることがわかる資料を併せてご提示ください。

※1 マイナ免許証を提示する場合は、免許証と一緒に交付された「免許情報記録確認書」または「マイナ免許証用の4桁の暗証番号」を併せてご用意ください。

※2 令和6年1月以降に電子化による車検証を受け取られた場合は、車検証のほか「自動車検査証記録事項」も併せてご提示ください。

必要書類<継続の場合>・・・税務課、市民課・各窓口（車両や障害の級・障害区分に変更がある場合
の手続きは税務課のみ）

○（障がいがある人等、構造に対する減免申請）

- ①軽自動車税納税通知書
 - ②個人申請は、マイナンバーカード等本人確認書類
- ・車両や障害の級・障害区分に変更がある場合は、変更箇所がわかる書類のコピーをご持参ください。

<注意事項>

- 申請に来る人が納税義務者以外の場合でもマイナンバーカード等の本人確認書類が必要です。
- 手続き期限は、**5月25日（月）（土・日除く）**までです。（期日厳守）
期限までに手続きできない場合は、事前に税務課へご相談ください。
- 減免は1人1台のみ。普通車の自動車税（県税）の減免を受けている場合は減免対象になりません。
- 口座振替を利用している場合、振替の停止を行うため5月18日（月）までに手続きをしてください。
振替停止の期日を過ぎた場合は、口座振替後、減免決定をしてから還付します。
- 車両の自動車検査証の有効期間を過ぎたものは対象外となります。

継続で、前年度から車両や所有者名、障害の級・区分に変更がなければ本年度よりパソコンやスマートフォンから電子申請をすることができるようになりました。ホームページの「ホーム（組織から探す）」→「全課共通」→「電子申請（くらし関係）」→「軽自動車税減免申請現状報告書」の画面から入力することができます。

ただし、個人対象の減免申請は「マイナンバーカード」及び「マイナサインアプリ」（軽自動車税減免申請現状報告書入力画面の「マイナンバーカードの読み取りについて」を参照）の準備が必要となります。

身体障がい者等に対する軽自動車税減免範囲

障害区分		一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
視 覚		①	①	①	①	対象外	対象外	
聴 覚			①	①	対象外		対象外	
平衡機能障害				①		対象外		
音声機能言語機能又は咀嚼機能障害				②	対象外			
		<small>② 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。</small>						
上 肢		①	①	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
下 肢		①	①	①	②	②	②	対象外
体 幹		①	①	①		②		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上 肢	①	①	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	下 肢	①	①	①	②	②	②	対象外
心 臓 機 能		①		①	対象外			
腎 臓 機 能		①		①	対象外			
呼 吸 器 機 能		①		①	対象外			
膀胱又は直腸の機能障害		①		①	対象外			
小腸機能障害		①		①	対象外			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		①	①	①	対象外			
肝 臓 機 能		①	①	①	対象外			
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳1級……①						
知的障がい者		療育手帳 A、(A)……①						
戦 傷 者		戦傷病者手帳の交付を受けている者……① (障害程度の等級欄に表示がある戦傷病者手帳の交付を受けている場合は、規則の別表第2の「第1款症」は「第7項症」、「第2款症」は「第1款症」、「第3款症」は「第2款症」とする。)						

減免の対象となる軽自動車の登録・用途等

区分	対象者	軽自動車の所有名義	軽自動車の運転者	軽自動車の用途
①	身体障がい者 18歳以上	対象者本人	対象者本人	限定なし
			同一生計の家族又は常時介護者	主として対象者の通学、通勤、通院、通所又は生業のために使用
②	身体障がい者 18歳以上	対象者本人	対象者本人	限定なし
①	身体障がい者 18歳未満	対象者本人又は同一生計の家族	同一生計の家族又は常時介護者	主として対象者の通学、通勤、通院、通所又は生業のために使用
	精神障がい者			
	知的障がい者			

注意

○軽自動車の所有名義は、精神障がい者、知的障がい者、18歳未満の場合を除き、対象者本人の名義でなければなりません。

ただし、所有権留保付割賦販売(所有者が自動車販売会社等)の場合は使用者が上記に該当する障がい者であれば対象となります。

○減免対象になる車両は、原付などを含め一人1台です。普通自動車税(県税)の減免をうけている場合、軽自動車税(市税)の減免は受けられません。

※同一の障害区分において複数の障害を有する場合、従来は個別の障害の等級で判断していましたが、平成28年4月より同一障害区分の合計の等級で判断することとなりました。